

## 令和5年第10回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

令和5年7月27日(木) 午後3時00分～午後3時14分

### 2 開催場所

幕別町役場3階AB会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	学校教育係長	酒井 貴範
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

### 4 議 事

議案第56号 「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」及び「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針運用要綱」の策定  
議案第57号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第9回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第9回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(川瀬 吉治)** 本日はございません。

菅野教育長 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、議案第56号、「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」及び「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針運用要綱」の策定について、説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第56号「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」及び「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針運用要綱」の策定について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この度の、基本指針と運用要綱の策定につきましては、北海道教育委員会において、昨今のハラスメント相談件数の増加を踏まえ、ハラスメントの防止等の対策や相談対応の充実・強化を図るため、これまでの3つの指針を廃止し、「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」に統合することについて、本年5月16日付け北海道教育委員会教育長通知を受けましたことから、本町につきましても同様に、これまでの3つの指針を廃止し、新たに基本指針と運用要綱を策定するものであります。

お手元に配付の「議案第56号別紙1」をご覧ください。

こちらの資料は、「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」の「概要」となります。

こちらに記載のとおり、令和2年8月28日に施行し、同年6月1日から適用した、現行の「幕別町立学校職員に係るパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」、「幕別町立学校職員に係るセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「幕別町立学校職員に係る妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」について、個別に定めていた3つの指針を、この度、「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」として統合するものであります。

本指針の内容の要点につきましては、「第1の趣旨」に、指針の目的として、「いかなるハラスメントも許さない組織風土の醸成」を追加、「第2の定義」に、これまでの3つのハラスメントに加え、明確に定義されていない「その他のハラスメント」をハラスメントの1つとして定義するなど、昨今の情勢を反映したものとなっております。

次に、「第3の職員の責務」の二つ目の印にありますとおり、「ハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合は、注意を促す」ことや、「被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗る」こと、さらに、「ハラスメントと思われる言動が行われている状況について上司等に相談する」といった努力義務を明記することで、職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員の責務を明確にするものであります。

「第5の研修等」では、教育委員会は、ハラスメントに関する相談の知識、技能等を向上させるため、教育委員会職員などの相談員に対する研修等を実施することを明記し、校長等管理職員は、各所属のハラスメント発生状況等を踏まえ、必要に応じて各所属独自に研修等を実施することを明記することで、相談対応の充実・強化を図るものであります。

「第6の申出等」への対応の一つ目の印にありますとおり、ハラスメント相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、他の職員が被害を受けていることを見聞きした場合や部下等から相談を受けた管理職員など、第三者からの相談や匿名の相談も可能であることを明記し、さらに、「第7の懲戒処分等」では、ハラスメントを行った職員は、懲戒処分又は分限処分に付されることがあることを明記することで、ハラスメントの防止等の対策強化を図るものであります。

なお、お手元に配付の「議案第56号別紙2」が、ただ今、「概要」で説明いたしました「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」、「議案第56号別紙3」が、

基本指針の運用の詳細を定めた「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針運用要綱」となります。

最後に、この度の基本指針と運用要綱の策定につきましては、本日の教育委員会会議での決定をもって、同日付けから施行し、北海道教育長通知が発出された本年5月16日から適用するものであります。

また、来月開催の校長、教頭・主幹教諭会議において、各学校に通知する予定としておりますが、ハラスメントの防止等に向け適切に対応するよう周知徹底に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**小尾委員** ハラスメントという捉え方の中で児童生徒の保護者からのものについてはどのように扱うのでしょうか。

**学校教育課長（西田 建司）** この指針、運用要綱の中では保護者からというものが直接該当する中身にはなっていないので個別の対応になると思いますが、別の教育委員会や組織ではスクールロイヤー、弁護士を設置して保護者の対応を図るというような対応をしている教育委員会もございますので、常にその課題はあると思います。

**小尾委員** わかりました。

**菅野教育長** 他にございませんか。

（ありません）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第56号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第56号は原案どおり可決しました。

**菅野教育長** 次に日程第6、議案第57号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第10回教育委員会会議を閉じます。